

令和6年4月18日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 市制施行20周年を記念して実施する主な事業について
(2) その他

- 2 調査の経過 4月18日に委員会を開催し、市制施行20周年を記念して実施する主な事業について、執行部から説明を受け質疑を行った。
その他で、南本町大規模火災のその後について及び消防用施設の借地契約書の不備等(課税免除)の進捗状況について、執行部から説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 市制施行 20 周年を記念して実施する主な事業について

(2) その他

①南本町大規模火災のその後について

②消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について

③行政視察について

2 日 時 令和 6 年 4 月 18 日 午後 3 時

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、桑原消防長、吉田総務政策部副部長、角屋消防本部次長、五十嵐企画政策課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会 (15 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(1) 市制施行 20 周年を記念して実施する主な事業について

遠藤委員長 日程第 1、市制施行 20 周年を記念して実施する主な事業についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは私から、市制施行 20 周年を記念して実施する主な事業について、簡単ですが説明をさせていただきます。(資料「市制施行 20 周年を記念して実施する主な事業 (予定)」により説明)

詳細の内容はこちらに記載のとおりでありますけれども、具体的な内容等は決まり次第、それぞれ各担当課からホームページ、市報等で周知をしながら、市民も含めていろいろな方からの参加を募りながら、この市制施行 20 周年を市全体で祝っていただけるような形で事業実施できればと考えております。

それと、こちらの事業にはないんですけれども、それ以外に市民のイベントにおきましても、この20周年の機運醸成、それと市制施行20周年を市民みんなで祝うということを目的としまして、市民、また団体、企業などが企画して行う令和6年度中のイベントですとか、そういったところで魚沼市市制施行20周年記念事業という冠をつけて取り組んでいただける事業というのを、市民の方から並行して広く募集しております。明日開かれる連合自治会長会議の中でも、その辺の周知をしながら、市民からも参加していただけるような、そんな働きかけも行っていきたいと考えておりますので、市の事業、それと市民の皆さんが行う事業、それら全体で20周年を祝っていただければと考えております。以上、簡単ですが、私からの説明といたします。

遠藤委員長　ただいま説明をいただきました。今の段階ではこのような資料ということでございます。詳しいことは、また後ほど担当課から報告があるということでありまして、今の段階で皆さんのほうで確認と質疑等がありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。(なし)

それでは、この件につきましては、現段階の状況を報告いただきました。これからまた報告や協議はあろうかと思っておりますので、本件については引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし)では、そのように決定をさせていただきました。

(2) その他

①南本町大規模火災のその後について

遠藤委員長　日程第2、その他を議題といたします。まず、①南本町大規模火災のその後について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長　それでは、南本町大規模火災のその後について、説明いたします。消防本部からですが、南本町での火災の課題検討について、口頭で報告をさせていただきます。

昨年9月26日に発生した本火災を受けて、消防本部内において全職員で火災検討会を開催し、そこで浮き彫りとなった課題についてさらに検討委員会を立ち上げ、検討を重ねました。本部内で浮き彫りとなった課題は、有効な筒先配置など、主に消防の戦術的な課題であり、検討内容はいずれも今後どう取り組むか方向性をまとめたものです。水利部署も課題の一つとして検討いたしましたが、本火災では初動から防火水槽と消火栓で対応しましたので、水利の不足により延焼拡大したという認識はございませんでした。今後の方針として、公設水利を優先し、総合的な状況判断の元、水利選定を行うこととします。自然水利については、12月議会でも申しましたとおり、現場直近の水路で水量が十分でなかったことから、今後の対策といたしまして水門管理者等を把握し消防団と情報共有を図る準備を進めております。本火災においては、今までの報告どおり消防本部、消防団、これに加え南魚沼市、小千谷市からの応援を得て総力を挙げて対応いたしましたが、13棟を焼損する結果となりました。その延焼を拡大した要因としましては、木造密集地という立地条件が最大の要因と考えております。建物間が密集しているため効果的な放水を行うことが出来ず、それぞれの建物が延焼媒体として拡大していったものと考えております。加えて、発生時間が深夜であり発見までに時間を要したこと、建物と建物の背面が風の通り道となり燃焼に必要な酸素が継続的に供給されたことなど、悪条件が重なったことから火の回り

が早く、火災の規模に対しての筒先配置人員など初動において消防力が劣勢となっていたことで鎮火まで7時間を要した火災に至ったものと考えております。

これまでの検討を今後の活動に生かすとともに、これからは火災を未然に防ぐ予防にも重点を置き、防火講習や住宅用火災警報器の普及促進などに努めてまいります。以上で報告を終わります。

遠藤委員長　それでは今説明をいただきました。これまでの報告ということでございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃委員　今、水門管理者と話をしていくということでした。水門管理者というのは何名おられるんですか。

角屋消防本部次長　水門管理者ですが、河川事務所等に照会した結果、今は21委員会と関係機関があります。

大桃委員　21名おられるということですが、火災元がどこなのか、地域によって水をそちらに集中しなければならないことを考えると、水門管理者にそれぞれ連絡をして、火災があるから水をこっちに回してくださいという指示は当然しなければならないと思います。それが実際に可能なかどうか、疑問に思っているんですけどもその辺はどうですか。

桑原消防長　ご指摘のとおり、なかなか時間がかかるものではございますが、初動においてはまずその場所を確認して、その後水が足りなかった場合に連絡して対応しようと考えています。

大桃委員　私も、前回の火災のとき、いろいろと確認してきました。本当にその連携プレーというのが非常に大事になってくる。1秒を争うというようなことを考えると、そこまで検討してやってもらいたい。どこで火災が発生するか分からないし、同じような条件ではないはずなので、そのこのところだけよろしくお願ひしたいと思います。

遠藤委員長　答弁はよろしいですか。

大桃委員　はい。

遠藤委員長　他にございますか。

佐藤委員　先ほどの説明の中で、初動の消防力の不足があったというお話があったかと思えます。これは消防団のものなのでしょうか、それとも消防署のものか。それとも、それぞれ両方ということでしょうか。

桑原消防長　これは、先着した消防本部のことです。

佐藤委員　消防本部で先着されて、その中での消火対応ですけども、先着した消防署員の人数が少なかったということなんですか。

桑原消防長　いつもどのような火災においても同じなんですけども、人命救助を最優先で活動しております。そういった中で、今回の火災にあっても安否確認を消火活動と並行して行われましたので、そういった関係で人員のほうに筒先に集中できなかったというような結果になっております。

佐藤委員　初動の中で、人命の安否確認というのは非常に大事だと思います。そういったところを踏まえながら、消火活動を素早く進めなければならないということかと思えます。消火栓の位置ですとか、そういったところの把握は十分だったんでしょうか。

桑原消防長　うちのほうで順次調査しておりますので、把握しております。

佐藤委員　市内全体の消火栓というのも、消防署で各町内ごとにどこにどうあるということ

を把握し、署員は出動する中で適宜連絡されるという捉え方でよろしいでしょうか。

桑原消防長 今おっしゃられたとおりでございます。

遠藤委員長 それでは本件につきましては、消防本部といたしますと、当委員会に検証結果を協議し報告するというような流れはあるのでしょうか。

桑原消防長 今の本報告をもって最終報告とさせていただきたいと思っております。

遠藤委員長 では、確認をいたします。総務政策部長にお聞きします。消防署については検証結果が報告され、これ以上は報告事項はないということであります。総務政策部、あるいは関係担当課として、この案件について補助だとか復興の問題になると所管が違うということであれば、当委員会は閉め方を考えなければならないのですがいかがでしょうか。

桑原総務政策部長 今、委員長がおっしゃるとおり、現場の南本町に限っては復旧の過程にございます。それら支援の状況を含めまして、全体の進捗状況、それから全部それらの復旧が完了した状況をもって、その都度報告をさせていただきたいと思っております。

遠藤委員長 それでは、質疑を打ち切っておりますので質疑はいたしませんけれども、当委員会としましては、このことについては以上ということにはならないようであります。担当課も含めまして、また消防本部のほうでその後連携の強化だとか報告があるようでしたら、ぜひまた当委員会に今後の強化の体制のやり方など、いろいろなことについてその都度報告をお願いしたいと思います。それでは、本件については、引き続き当委員会として調査することに異議ございませんか。(異議なし) それでは、そのように決定いたしました。

②消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について

遠藤委員長 それでは、②消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 それでは、消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について、説明いたします。これまで進捗状況について、当委員会でご説明をさせていただきました。詳細は次長に説明させます。

角屋消防本部次長 それでは、進捗状況をご説明させていただきます。(資料「**■**消防施設・設備に係る課税免除対応スケジュール」により説明)

魚沼市税条例により、消防の用に供する固定資産について、所有者からの申請に基づき課税免除を行うこととされていますが、佐渡市の事例を踏まえまして、借地契約及び消防の用に供する固定資産の課税状況について調査したところ、借地契約の不備や課税免除の手続は行われていないこと、借地上現況と課税免除対象土地に不整合があることが判明いたしました。その後、調査を終えまして、令和5年3月に報道発表を行い、これまで解消に向けて事務を進めてまいりました。経過につきましては、こちらの資料①スケジュールのとおりとなります。本日現在ですが、対応できていない施設は2施設となります。この2施設につきましては、顧問弁護士による法律相談において専門的意見を伺った中で対応することといたしました。まず1点目です。地権者が亡くなり、新規契約ができない案件となります。この案件につきましては、今後継続的に土地の相続登記を確認しながら、現状のまま使用を継続し、土地の相続人が決まり次第、新たに契約を締結することとなりま

した。2点目です。土地の相続人全員が相続放棄をしている案件となります。こちらの案件につきましては、法的には相続財産管理人というものを選任した上で、管理人が処分を試みて買い手がつかない場合には、最終的に国庫の帰属で国所有となり、その後国と契約となるとのことですが、多額の費用がかかるため、現状で使用継続が現実的であるということから、現状のまま継続しようとするものです。以上を持ちまして、消防用施設借地契約書の不備等の進捗状況の報告を終結とさせていただきたいと考えますが、よろしくお願いたします。

遠藤委員長　　ただいま説明がありました。質疑がありましたらお願いたします。これにつきましては、しばらく長い時間が要するというので引き続き調査ということであげさせていただきましたが、先ほど言った条件等を鑑みると、契約等をいろいろと進めればまた別なんでしょうが、消防署自体もこの件については一旦終わりということですか。

角屋消防本部次長　　1点目につきましては、相続登記を確認し分かったところに対応していくという形になりますし、もう1点につきましては、今の状況で継続使用が問題ないだろうと顧問弁護士よりアドバイスをいただいていますので、そのような形で進めさせていただきたいと考えております。

遠藤委員長　　今、消防本部のほうからお話がありました。新たな展開がこの先の展望もないというし、見解の中ではこのまま継続使用していても問題ないだろうというアドバイスをいただいているということでもあります。当委員会といたしましては、一旦以上とさせていただきたいと思えます。異議ございませんか。(異議なし) それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。またいろいろな条件が変わりまして報告がありましたら、後ほどよろしくお願したいと思えます。

それでは、この後の日程については委員会内部の調整等になりますので、報告いただいたものについて皆さんから質疑等がなければ、一旦職員は退席となります。委員の皆さんで、今いらっしゃる執行部に対して質疑等はございませんか。(なし) 質疑等はないようでありますので、これで執行部の皆さんからは一旦退席ということによりお願いたします。執行部からも、何かないでしょうか。(なし)

それでは、しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (15 : 21)

(休憩中、執行部退席)

再　　開 (15 : 24)

遠藤委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

③行政視察について

遠藤委員長　　次に、③行政視察についてを議題といたします。事前に視察先の希望を皆さんにお聞きをしておりましたが、今の時点では大桃委員から提案がされております。時期的

なことも含めて、今日は内容を詰めさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いたします。これから先につきましては、休憩にて意見交換も含めて進めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それではしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (15 : 24)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (15 : 34)

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に、懇談という形で委員の皆さんと意見交換をさせていただきました。行政視察の件につきましては、今魚沼市の行政課題となっております空き家の活用、シャッター街の復活、あるいは地域おこし協力隊の定住までの道のりができないということ、あとインターチェンジ等いろいろ仕掛けているけれども集客に至らない部分もあるのでPRも含めてシティプロモーションの関係を勉強して来ようということ、また防災関係も進まない部分があるのでこの辺については先進的に地区避難計画等に取り組んでいる自治体等を研究させていただきまして、リストにあげさせていただきたいと思います。

日程につきましては、ほかの委員会と同時期を考え、7月後半から8月中旬までいかない間に、相手方も含めて日程を入れたいと思っております。

1泊2日、2泊3日につきましては、委員会といたしましては2泊3日で希望を出しておきましたけれども、視察の内容によってうまく点が結ばれて正式な順路が取ればスムーズな運行になろうかと思えますけど、その辺は後日に相談をさせていただきたいと思えます。今時点では、点の部分をあげていただきましたので、それを線で結ぶ作業をさせていただきたいと思えます。そのことにつきましては、今後事務局と正副委員長に一任いただくということで異議ございませんでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。

協議中に、皆さんから先進的なものが見たいという意見がありましたら、申し出ていただければ考えていきたいと思えますのでよろしくお願いたします。現段階では、そのように決定をさせていただきました。

それでは、皆さんから全般的に質疑等がありますでしょうか。

佐藤委員 防災の関係で、市民から火災や地震の場合に市の防災用品がどういったものがどれくらいあるのかという話を伺うことがあります。なかなかその辺が私も見えなくて、総務委員会の中でお願いをすれば一覧表的なものはいいただけるのでしょうか。

遠藤委員長 資料的なものなら大丈夫です。次の委員会等まででよろしいですか。

佐藤委員 できれば。

遠藤委員長 そうすれば、正式に委員会へ執行部から来ていただいて、貸し出し手順ですとか、その連絡体系だとか、そういったものを準備して委員会に出席してもらうことは可能であります。

佐藤委員 そんなに急ぐわけではありませんが、次回の総務委員会で資料をいただければと

思います。

遠藤委員長　委員長として執行部に申し入れておきたいと思います。

ほかに、皆さんからございませんか。(なし) それでは、ないようであります。以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（15：38）